

## 登録電気工事業者更新登録申請に必要な書類・手数料

◎提出する前に、必要な書類等が揃っているか確認をお願い致します。

チェック欄

1	登録電気工事業者更新登録申請書（様式第2）	
2	<p>手数料 12,000円</p> <p>支払い方法は以下のいずれかの方法</p> <p>①オンライン決済（整理番号を記載）</p> <p>②納付書（納付済証を貼りつけ）</p>	
3	<p>登記事項証明書（申請者が法人の場合）</p> <p>住民票（申請者が個人の場合）</p> <p>（注意）コピーは不可です。原本（3ヶ月以内に交付されたもの）を提出してください。また、申請者の住所と営業所の所在地が異なる場合は、営業所の所在地を確認するための書類（例・消印があり住所、屋号、氏名が確認できる郵便物など）の写も併せて提出してください。</p>	
4	<p>主任電気工事士の業務に従事する者の電気工事士免状の写 （第一種電気工事士免状取得者の場合は、定期講習受講※記録の写も含む。）</p> <p>（注意）顔写真や文字が鮮明なものを提出してください。</p> <p>※ 第一種電気工事士免状取得者は、電気工事士法に基づき第一種電気工事士免状の交付を受けた日から5年ごとに経済産業大臣が指定する講習機関が行う自家用電気工作物の保安に関する講習（以下「定期講習」）を受けなければなりません。定期講習を受けていない場合は受講申込手続きを行ったうえで、定期講習申込書の写（申込み手続きが完了していることを証する払込受領証などの写も含む）も併せて提出してください。</p>	
5	<p>雇用証明書（主任電気工事士用）</p> <p>申請者本人が電気工事士免状取得者であり主任電気工事士の業務に従事する場合は提出する必要はありません。</p>	
6	<p>誓約書（法人用） 申請者が法人の場合</p> <p>誓約書（個人用） 申請者が個人の場合</p> <p>該当する誓約書を提出してください。</p>	
7	<p>誓約書（主任電気工事士用）</p> <p>申請者本人が、主任電気工事士の業務に従事する場合は提出する必要はありません。</p>	

8	<p><b>備付器具調書</b></p> <p>(「①絶縁抵抗計」、「②接地抵抗計」並びに「③抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計」、「④低圧検電器」、「⑤高圧検電器」、「⑥継電器試験装置」、「⑦絶縁耐力試験装置」が備えられていることを証する書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 一般用電気工作物等の電気工事のみを行う場合は、営業所ごとに「①絶縁抵抗計」、「②接地抵抗計」並びに「③抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計」を備えなければなりません。</li> <li>• 自家用電気工作物の電気工事を行う場合は、営業所ごとに「①絶縁抵抗計」、「②接地抵抗計」並びに「③抵抗及び交流電圧を測定することができる回路計」、「④低圧検電器」、「⑤高圧検電器」、「⑥継電器試験装置」、「⑦絶縁耐力試験装置」を備えなければなりません。なお、「継電器試験装置」及び「絶縁耐力試験装置」は、借用も可です。  <b>※借用の場合は、借用先からの借用証明書(写し)を添付。</b></li> </ul>	
9	現在交付されている登録電気工事業者登録証(原本)	

登録の有効期間は前回の登録を受けた日から5年間です。

登録の更新を行う場合は、有効期間終了の3か月前から10日前までに更新申請を行ってください。

更新申請の手数料は12,000円ですが、有効期間終了後の更新申請はできません。新規登録となり、手数料は22,000円となりますので、ご注意願います。

また、有効期間内に登録事項に変更があったときは、変更の日から30日以内に変更の届出をしなければなりません。

建設業法第3条第1項の規定により建設業の許可を受けている建設業者が電気工事事業法に基づく電気工事事業を営む場合は、手続きの方法が異なります。

#### 【電気工事業の“登録申請”と“開始届出”の違い】

##### ○ 登録申請

一般用電気工作物等又は、一般用電気工作物等及び自家用電気工作物に係る電気工事事業を営む場合

→「登録電気工事業者登録申請書(様式第1)」に必要書類や手数料を添付。

##### ○ 開始届出

建設業法の許可を受けている建設業者が、一般用電気工作物等又は、一般用電気工作物及び自家用電気工作物に係る電気工事事業を営む場合

→「電気工事業開始届出書(様式第18)」に必要書類を添付。

#### 〈提出先〉

1. 長崎県電気工事業工業組合  
〒852-8016 長崎市宝栄町23番23号 TEL: 092-862-1975
2. 長崎県電気工事業工業組合 佐世保支部  
〒857-0854 佐世保市福石町11番21号 TEL: 0956-31-7304

#### 〈提出方法〉

持参又は郵送。ただし郵送の場合は必ず「簡易書留」で送付してください。



手数料 <b>12,000 円</b> オンライン決済の場合 整理番号を記載  ( ) 納付書の場合、 (別紙) 手数料納付済申出書に納 付済証・照合票を貼りつけ
---

# 登録電気工事業者 更新登録申請書

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×登録番号	

年 月 日

長崎県知事 様

〒

※住所・氏名又は名称は登記事項証明書又は住民票の記載とおり正確に記入してください。  
登記事項証明書又は住民票の住 所

氏名又は名称

法人にあっては

代表者の氏名

連絡先(電話番号) ( )

電気工事業の業務の適性化に関する法律第3条第3項の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

### 1. 現在の登録の年月日及び登録番号

年 月 日 長崎県知事登録第 号

### 2. 営業所等

営業所の名称	所在の場所 <small>上記の住所と異なる場合は所在地確認のための書類の写を別途添付(例: 消印があり住所・屋号・氏名が確認できる郵便物など)</small>	電気工事の種類	主任電気工事士等の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
		一般用電気工作物等 *		県 第 種 第 号

\* 自家用電気工作物の電気工事を行う場合は「自家用電気工作物」も記載してください。

### 3. 法人にあっては、その役員の氏名 ※登記事項証明書に記載されている全員

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
 2 ×印の項は、記載しないこと。  
 3 電気工事の種類欄には、「一般用電気工作物等」又は「自家用電気工作物」を記載すること。  
 4 主任電気工事士等の氏名欄には、その者が法第19条第2項に該当する場合にあっては※印を付すること。  
 5 自家用電気工作物に係る電気工事のみを行っている営業所については、主任電気工事士等の氏名欄及び電気工事士免状の種類及び交付番号の欄には記載することを要しない。

(別紙)

### 手数料納付済申出書

申請者名		
納付した手数料の内容		
※領収証書から切り離れた<納付済証>を貼付	※納付書の控え右側の<納付済証 照合票>を貼付	

(使用上の注意点)

- ※ 手数料を納付書で納付した場合に使用する用紙です。
- ※ 納付書の上側の太枠内に申請者の「氏名(名称)」を記入ください。

#### 【納付書で納付の場合】

領収証書から切り離れた<納付済証>と納付書の控え部分から切り離れた<納付済証 照合票>の2つを貼付

#### 【県処理欄】

- 財務会計システムへの申請書等受付の登録

(主任電気工事士用)

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

主任電気工事士名

**誓 約 書** (規則第2条第2項第2号)

私は、電気工事業の業務の適正化に関する法律  
第6条第1項第1号から第4号までに該当しない  
ことを誓約します。

(申請者：個人用)

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

登録申請者氏名

## 誓 約 書 (規則第2条第2項第1号)

私は、電気工事業の業務の適正化に関する法律  
第6条第1項第1号から第5号までに該当しない  
ことを誓約します。



年 月 日

# 雇 用 証 明 書

長崎県知事 様

住 所  
登録申請者 氏名または名称

法人にあっては  
代表者の氏名

下記の者は、私（当社）の従業員であることを証明いたします。

記

主任電気工事士の氏名	
住 所	
生 年 月 日 ・ 年 齢	年 月 日 満 歳
雇 用 年 月 日	

電気工事士免状の写し ※顔写真や文字が鮮明なものを貼付してください。



**(第一種電気工事士免状場合は講習受講記録簿の写)**

※ 第一種電気工事士免状取得者は、電気工事士法に基づき第一種電気工事士免状の交付を受けた日から5年ごとに経済産業大臣が指定する講習機関が行う自家用電気工作物の保安に関する講習（以下「定期講習」）を受けなければなりません。定期講習を受けていない場合は受講申込手続きを行ったうえで、定期講習申込書の写（申込み手続きが完了していることを証する払込受領証などの写も含む）も併せて提出してください。



# 備付器具調書

名称及び氏名

器具名	製造年	製造番号	台数	製造社名	措置状況
① 絶縁抵抗計					
② 接地抵抗計					
③回路計 (抵抗及び交流電圧 を測定することができるもの)					
④ 低圧検電器					
⑤ 高圧検電器					
⑥ 継電器試験装置					※
⑦ 絶縁耐力試験装置					※

- 一般用電気工作物等の電気工事のみを行う場合は、営業所ごとに①、②、③の器具を備えなければならない。
- 自家用電気工作物の電気工事を行う場合は、営業所ごとに①～⑦のすべてを備えなければならない。  
※ただし、⑥継電器試験装置及び⑦絶縁耐力試験装置は、必要なときに使用し得る措置が講じられていること。また、継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置は借用でもよいがその場合は、借用先からの借用証明書(写し)を添付。